

全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、 多様な体験・活動を行うことができるように！

〈「新・放課後子ども総合プラン」～厚生労働省・文部科学省～〉

平成 30 年 9 月 14 日、厚生労働省及び、文部科学省は、放課後児童クラブの待機児童の早期解消や放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう 5 年間を対象とした新たな放課後児童対策のプラン「新・放課後子ども総合プラン」を取りまとめた。

「新・放課後子ども総合プラン」の概要（全日教連要約・抜粋）

〈背景・課題〉

- 近年、女性の就業率が上昇しており、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれる。
 - ⇒ 放課後児童クラブの待機児童増加の懸念。子育てと仕事の両立が困難化する「小1の壁」の存在
 - 「一体型^(※1)」実施箇所は増加傾向にあるが、目標の1万箇所へは到達していない。
 - ⇒ 平成 29 年度現在の一体型実施箇所は、約 4,500 箇所
- (※1 放課後児童クラブと放課後子供教室が、同一小学校内等で共通のプログラムを実施)

〈新・放課後子ども総合プランの目的〉

- 「小1の壁」の打破及び、待機児童の解消
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等の推進

〈新・放課後子ども総合プランに掲げる目標〉

【放課後児童クラブの推進について】

- ※ 2021年度末までに約25万人分を整備
- ※ 2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（現在の約122万人を約152万人まで拡大）
- ※ 新たに開設するもののうち約80%を小学校内で実施

【放課後児童クラブと放課後子供教室の推進について】

- ※ 全ての小学校区で、両事業を一体的にまたは連携して実施する
- ※ 小学校内で「一体型」としての実施箇所を1万箇所以上にする

〈市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施について〉

実施主体（責任部署）	・ 市町村教育委員会、福祉部局 等
放課後子供教室の推進に関連して	・ 学校の図書室や家庭科室、音楽室、理科室等を積極的に活用する (但し、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯において)
両事業の推進に関連して	・ 以下のことについて、学校や事業関係者と十分に連携・協力する <ul style="list-style-type: none"> ※ 事故が起きた場合の対応の協議（例：教育委員会と福祉部局等で協定を締結） ※ 一人一人の児童の状況を共有（小学校施設内での実施⇒日常的・定期的に情報共有） ※ 特別な配慮を要する児童の利用促進に当たっては、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携 ※ 長期休業中や土曜日等も、ニーズに応じて柔軟に対応 等

※ 本プランの詳細なPDF版につきましては、右のQRコードまたは、下のURLからアクセスできます。是非御覧ください。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/09/1409159.htm



本プランは、現行の「放課後子ども総合プラン」を引き継ぐ形で示され、実施は2019年度からとなっており（実施可能な取組については直ちに進めることも可能）、来年度に向けた概算要求においても、厚生労働省が“「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援”として1,070億円を、文部科学省が“地域学校協働活動推進事業”として77億円を計上している。

内容を見ると、実施主体を市町村教育委員会、福祉部局等としながらも、学校関係者との連携や学校施設の積極的な活用等、現場の教職員の参画がプラン推進には不可欠であることが分かる。また、長期休業中や土曜日等もニーズに応じて柔軟に対応とあるように、自治体によっては、休日に学校施設を開放する可能性がある。

全日教連は、本プランの推進が教職員の負担増となることがないように、業務の役割分担・適正化の観点から、概算要求で計上されたものが確実に確保されるように、今後の中央要請行動で強く関係省庁に求めていく。